

令和元年 8 月 27 日付け津市監査委員告示第 4 号公表分

(1) 上下水道事業局

ア 安芸事業所（水道局安芸事業所（当時））

監査の結果	<p>現場代理人及び主任技術者の届出等の契約関係書類が、契約書で定められたとおり取り扱われていない事例や、津市契約規則第 11 条に規定する予定価格が定められていないなど、基本的な事務の怠りが多数見受けられた。</p> <p>また、5 万円未満の契約を除いて、全て地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 5 号の「緊急の必要により競争入札に付することができないとき。」を適用した 1 者の随意契約によるもので、全て同一業者との契約であった。緊急随契の理由や業者選定の理由の中で、透明性、客観性の説明責任が果たせるよう努められたい。</p>
措置の内容	<p>現場代理人及び主任技術者の届出等の契約関係書類や予定価格の事務については、令和元年度の定期監査・行政監査以降、適正に契約事務を執行している。</p> <p>また、即時又は数時間以内に明らかに水道水の供給が停止することが確実な故障のみを緊急随契とした結果、緊急随契の件数は令和元年度 19 件から令和 2 年度は 4 件に減少した。</p>

イ 下水道工務課（下水道局下水道建設課（当時））

監査の結果	<p>芸濃町椋本地内のマンホール蓋修繕 2 件及び洪見町地内の下水道管修繕 2 件について、津市契約規則第 9 条第 6 号に定める予定価格が 50 万円以内の場合に締結することができる随意契約により分割して発注していたが、これらの修繕の内容及び工期を考慮すると、一括して発注することができなかつたとはいいい難いものとするため、予算の適正かつ効率的な執行を確保する観点から、修繕の契約方法を見直されたい。</p> <p>また、確認した修繕の契約の全てにおいて、予定価</p>
-------	---

	<p>格が定められておらず、そもそも予定価格が定められていないと、随意契約によることができるかの判断や、落札者と決定することができるかの判断ができないため、予定価格を定めただうえで適正な契約事務を執行されたい。</p>
措置の内容	<p>公共土木施設における少額修繕については、入札による単価契約方式により実施することとした。</p> <p>契約事務の手続においては、関係法令及び令和3年1月に津市少額修繕等内部調査委員会が策定した少額修繕ガイドラインの遵守を徹底するとともに、令和3年4月に設置された津市修繕等審査会でチェックする体制に改めた。</p>

ウ 下水道施設課（下水道局下水道施設課（当時））

監査の結果	<p>伊倉津町地内の遊水池修繕2件及び白塚町地内の排水機場除塵機修繕2件について、津市契約規則第9条第6号に定める予定価格が50万円以内の場合に締結することができる随意契約により分割して発注していた。なかでも伊倉津町地内の遊水池修繕については、本年2月、分割発注を指摘した津南工事事務所における伊倉津町地内の水路修繕と同一箇所であり、部局をまたぎ4件の修繕として分割して発注をしていたことになり、極めて不適切な予算の執行と言わざるを得ない。今後、このような不適切な予算の執行をすることなく競争入札により修繕を実施されたい。</p>
措置の内容	<p>下水道施設の修繕については、故障した機械の部品取替等の業務が多く、単価契約の活用が困難であることから、下水道施設課で策定した「小修繕（修繕）の取り決めについて（内規）」に基づき、適正な修繕発注を行っている。</p> <p>契約事務の手続においては、関係法令及び令和3年1月に津市少額修繕等内部調査委員会が策定した少額修繕ガイドラインの遵守を徹底するとともに、組織と</p>

	<p>してのチェック体制を強化した。</p> <p>　　今後は、職員に対し定期的な研修を実施し、適正な予算の執行に努める。</p>
--	---